

チャレンジ!! 組合士

組合の力をさらに伸ばすために!

(令和2年度中小企業組合検定試験「会計」第1問より抜粋)

中小企業等協同組合会計基準の事業報告書及び決算関係書類、監査制度に関する次の文章にある
イ～ホについて、語群A～Pの中から最も適切なものを選び、その記号を解答欄に記入
してください。

1. (決算関係書類)

決算関係書類とは、イ、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案(又は損失処理案)をいう。貸借対照表は、継続的な会計帳簿の記録から誘導的に作成され、一定の日時における組合の口を明らかにする資産、負債、純資産の対照表である。そして損益計算書は、1事業年度の損益をその発生源泉別に収益と費用を対応して示し、組合のハを表示しようとするものである

2. (監査制度)

監査人は、監査の実施及び報告書の作成に当たって、職業的専門家としてのニを払わなければならない。また監査人は、十分なホを入手して、財務諸表に対する自己の意見を形成するにたる合意的な基準を得なければならない。

A. 会計帳簿	B. 活動状況	C. 監査証拠	D. 経営成績
E. 校正不变の態度	F. 財産目録	G. 財政状態	H. 事業報告書
I. 証憑書類	J. 将来性	K. 正当な注意	L. 特別の利害関係
M. 独立の意識	N. 身分的独立性	O. 偏見	P. 予見

【解答欄】

イ	口	ハ	ニ	ホ

★解答は、10ページをご覧ください。

組合運営あれこれ Q & A

委任状による代理制限について①



Q1 中小企業等協同組合における総会の場合の委任状は、出席者1人につき2人までの委任を受けることができるし、それ以上の委任を受けることができないという規定ができますか。



A1 中協法第11条第5項で定められているように、代理人が代理し得る組合員の数は4人までとなっていますが、同条第2項では、「定款の定めるところにより」代理人に議決権又は選挙権行使させるべき旨が定められているので、上に述べた4人までの制限をさらに定款で縮小することができるものと解されます。したがって、貴組合の定款で代理人が代理し得る組合員の数を2人までとする旨を規定すれば、これに従わなければなりません。

Q2 総会に出席しない組合員が被委任者の氏名を記入せず、組合又は理事長あての提出の委任状は数に制限なく理事長、又は総会の議長に一任されたものとして、議決権行使の数に加えることができますか。

A2 代理人の氏名が記載されていない、いわゆる白紙委任状は理事長に代理人の選定を依頼したものであって理事長又は議長に議決権の行使を一任したものではないと解されるので、設問のごとく理事長又は議長がこれを適当に議決権の数に算入することは許されません。またこれが総会において行使される際には、代理人の氏名が記入されていなければ代理権を証する書面としての効力がないことになります。